行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	要介護及び要支援の認定、要介護及び要支援の更新認定
根拠法令及び条項		介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 27 条第 7 項(要介護認定)、第 28 条第 4 項(同更新)、第 32 条第 6 項(要支援認定)、第 33 条第 4 項(同更新)
所管部課名		福祉部 高齢福祉課
	関係法令等及 び条項	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基 準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)
審查基準	基準	法第27条第7項及び第32条第6項に定めるところによる。 ○法第27条第7項 市町村は、第5項前段の規定により通知 された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認 定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者 に通知しなければならない。 ○法第32条第6項 市町村は、第4項前段の規定により通 知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援 認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険 者に通知しなければならない。
	設定年月日	平成9年12月17日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関 日(機関名 協議機関 日(機関名 処分機関 7日
	設定年月日	平成9年12月17日 最終変更年月日
備	考	